

第 4 9 号議案

債権の放棄について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 21 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

債権の放棄について

下記のとおり債権を放棄する。

記

- | | |
|------------|--|
| 1 債権の内容 | 児童扶養手当返還金 |
| 2 債務者 | 足立区佐野在住者 |
| 3 放棄する債権の額 | 2,541,980 円 |
| 4 放棄の理由 | 裁判所が平成 31 年 4 月 4 日付で、破産法第 252 条第 1 項の規定に基づき、債務者の免責許可の決定を行ったことにより、債権を回収する見込みがないため。 |

(提案理由)

債権の放棄について、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定に基づき、区議会の議決を得る必要があるので、この案を提出いたします。